

【 パブリックコメント実施要領 】

昭島市男女共同参画プラン年次評価報告書（素案）についての意見募集

1 意見募集の対象

市では、平成15年に「男女共同参画都市」を宣言し、以来、男女共同参画社会の実現に向けて、施策の展開を図っています。第三次計画となる「昭島市男女共同参画プラン」は計画期間を10年間とし、平成23年に策定しました。このプランに基づく施策の推進を図るため、第三者機関である昭島市男女共同参画推進委員会を設置し、このプランの進捗状況の確認及び評価を行っているところです。プラン策定から5年が経過したことから、計画期間後半期の取り組みを更に推進するため、年次評価に併せて前半期の取組状況の検証及び評価も実施しています。

昭島市男女共同参画推進委員会では、これまでの評価結果をまとめるにあたり、「昭島市男女共同参画プラン年次評価報告書（素案）」について、広く市民の皆様のご意見を募集します。

2 募集期間

平成28年12月1日（木）～平成29年1月5日（木）17時まで

※郵送の場合は、1月5日の消印有効

3 資料の入手方法

昭島市男女共同参画プラン年次評価報告書（素案）については、次の方法で入手・閲覧することができます。

(1) インターネットによる閲覧・ダウンロード

昭島市ホームページ (<http://www.city.akishima.lg.jp>)

パブリックコメント→意見募集→昭島市男女共同参画プラン年次評価報告書（素案）について

(2) 窓口での配布・閲覧

次の窓口で配布します。また、閲覧することも可能です。

- | | |
|----------------------|------------------|
| ◇市役所 3階企画政策課 | ◇同 1階総合案内カウンター |
| ◇東部出張所 | ◇松原町コミュニティセンター |
| ◇勤労商工市民センター | ◇あいぽっく（保健福祉センター） |
| ◇各高齢者福祉センター | ◇環境コミュニケーションセンター |
| ◇水道部 | ◇各市立会館 |
| ◇総合スポーツセンター | ◇市民図書館 |
| ◇KOTORIホール（市民会館）・公民館 | |

(3) 郵送での送付

郵送による送付を希望される方は、切手180円分を貼付した返信用封筒（A4サイズの冊子が入るもの。住所、氏名及び郵便番号を明記）を同封の上、次に送付してください。

〒196-8511昭島市田中町1-17-1 昭島市役所企画部企画政策課 宛

4 意見の提出方法

次のいずれかの方法で意見書を提出してください。意見書の様式は、この要領の最後

に添付してあります。(※添付した様式を直接使用しなくても、様式の内容を項目順に全て記載していただければ、意見を提出する方の作成したものでかまいません。)なお、意見書を提出していただいた方に連絡が必要となる場合もあります。意見の提出者の連絡先に関する事項(氏名(企業・団体の場合はその名称)、住所及び電話番号)は、明記していただきますようお願いいたします。

(1) 窓口に提出

意見書の様式に従い、A4サイズで意見書を作成し、市役所3階企画部企画政策課に直接お持ちください。

(2) 郵送

意見書の様式に従い、A4サイズで意見書を作成し、封書で送付してください。なお、封筒に朱書きで「昭島市男女共同参画プラン年次評価報告書(素案)についての意見」と記載してください。

郵送先：〒196-8511昭島市田中町1-17-1 昭島市役所企画政策課宛

(3) ファクシミリ

意見書の様式に従い、A4サイズで意見書を作成し、送信してください。

送信先：ファクシミリ番号 042-546-5496

(4) 電子メール

意見書の様式に従い、テキスト形式で送信してください。URLへの直接リンクによるご意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。なお、電子メールの件名は「昭島市男女共同参画プラン年次評価報告書(素案)についての意見」としてください。また、氏名及び連絡先は、必ず本文中に記載してください。

送信先：電子メールアドレス kikakuseisaku@city.akishima.lg.jp

注 電話でのご意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

5 注意事項

- (1) 意見書は、A4サイズで作成してください。
- (2) 意見書は、日本語で作成してください。
- (3) 提出いただきましたご意見については、氏名、住所及び電話番号を除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめご承知おきください。
- (4) 募集期間内に到着しなかったもの及び次のいずれかに該当するものについては、無効とします。
 - ① 個人や特定の団体をひぼう中傷するもの
 - ② 個人や特定の団体の財産又はプライバシーを侵害するもの
 - ③ 個人や特定の団体の著作権を侵害するもの
 - ④ 公序良俗に反するもの
 - ⑤ 営業活動等営利を目的としたもの
- (5) 提出いただきましたご意見に対する個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

6 問合せ先

昭島市企画部企画政策課 電話：042-544-5111 内線2373

